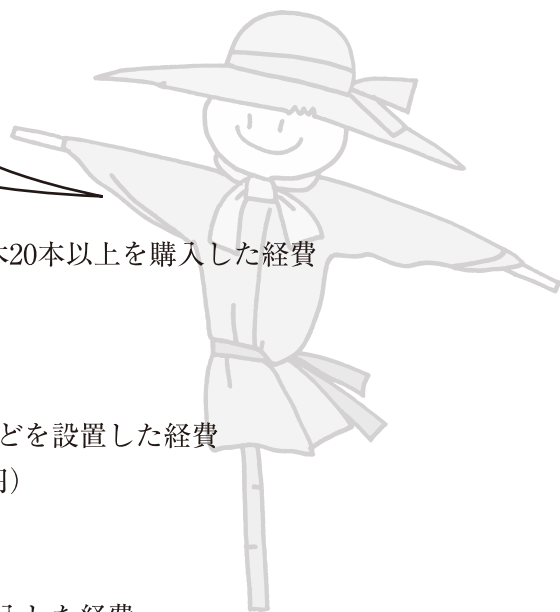


農業補助金制度について

町では農業に係る経費に対して補助を行っています。



①奨励作物補助金

補助対象：農地で栽培する花木・果樹・うどなどの苗木20本以上を購入した経費

補助金額：購入金額の2分の1（限度額10万円）

必要な物：領収書、苗木写真、印鑑、振込先口座

②有害鳥獣防護柵等設置費補助金

補助対象：共同または個人で、200㎡以上の農地に柵などを設置した経費

補助金額：設置した経費の2分の1以内（限度額5万円）

必要な物：領収書、設置写真、印鑑、振込先口座

③有機農業推進費補助金

補助対象：個人で、自己用家畜ふん肥料を500kg以上購入した経費

補助金額：購入金額の3分の1以内（限度額3万円）

必要な物：領収書、印鑑、振込先口座

④遊休農地活用促進費補助金

補助対象：共同または個人で、500㎡以上の遊休農地を整備し、3年以上耕作する農業者

補助金額：遊休農地整備に係る経費の2分の1以内（限度額5万円）

必要な物：領収書、農作物栽培計画書、状況写真、印鑑、振込先口座

⑤農業用パイプハウス補助金

補助対象：共同または個人で設置した、50㎡以上の農業用パイプハウス資材の経費

※塩化ビニル製の被覆材は補助対象外

補助金額：購入金額の2分の1以内（限度額5万円）

必要な物：領収書、印鑑、振込先口座

申請・問合せ 産業観光課農林振興担当 ☎62-1462



応援します！

商工会議所・商工会は、皆野町をはじめ秩父地域の市・町と共同して、「ちちぶ」での創業を応援しています。

これから事業を始める方を対象に、資金や創業計画の相談、研修、経営支援など創業に関する幅広い支援を実施しています。もちろん、商工会員でなくても利用できますので、お気軽に創業サポート窓口へご相談ください。

問合せ 皆野町商工会 ☎62-1311
産業観光課商工観光担当 ☎62-1462